

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 4 日

各 

都 道 府 県
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の施行に係る留意事項  
（Q & A）の送付について

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、別添のとおり、「民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の施行に係る留意事項（Q & A）の送付について」が発出されましたので、内容について御了知願います。

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係 佐々木

T E L : 03-5253-1111（内線 3037）

F A X : 03-3591-8914

E-mail : [shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)